

第6回教育委員会

令和2年5月29日
午後2時30分
大阪市教育センター

案 件

報告第23号

新型コロナウイルス感染症予防に関する対応について

6月1日以降の小中学校の運営について

(1) 学校の再開について

- ・ 国において大阪府が緊急事態宣言の対象地域から解除されたこと及び大阪府域における感染の状況を踏まえ、臨時休業措置を5月31日で終了し、6月1日より学校を再開する。
- ・ 文部科学省の衛生管理マニュアルで示された考え方に基つき、感染拡大のリスクを低減させながら段階的に教育活動を再開するため、最初の2週間は分割による登校を実施し、その後に通常の学校運営を行い、分割登校期間中についても給食を実施する。
- ・ 高等学校については、大阪府に準じる。

(2) 小・中学校再開後の具体的な内容について

- ・ 1学級を2つに分割するなどして、1教室当たりの人数を20人程度とする。
- ・ 1日の中で学級を午前の部と午後の部に分けて、感染拡大防止対策のため、休み時間ごとの手洗いや換気に十分な時間を確保した、小学校は午前3時限程度・午後2時限の授業（別紙1）、中学校は午前3時限・午後3時限の授業（別紙2）をそれぞれ行う。
- ・ 午前の部は授業終了後、午後の部は授業開始前に、給食の時間を設定する。
- ・ 小学校の給食は通常の給食とし、「学校給食衛生管理基準」に基つき、品数を減じて実施する場合がある。

・中学校は現状自校調理となっていない学校が大半のため、給食(はパン・牛乳とし、可能であれば追加を行うこととする。

- ・上記授業を6月1日(月)から12日(金)まで行い、6月15日(月)からは通常の授業を行う。
- ・引き続き分散登校の期間中は、児童生徒等の居場所の確保の取組を行う。なお、学校再開後は、特別教室等を活用する。(子どもの人数によっては、1教室当たりの人数が増加する可能性がある。)
- ・部活動は通常授業の開始に合わせて再開する(当面、校内活動のみとし、身体接触を避けた練習等を実施する。)

(3) 授業時数の確保について

- ・長期休業期間の短縮(夏休み：8月8日～24日(18日短縮)、冬休み：12月26日～1月6日(2日短縮))や、土曜授業の実施により授業時数を確保する必要がある。
- ・小学校6年生、中学校3年生については、さらに学校行事の精選や指導計画の工夫が必要となる。
- ・その他の学年については、次年度を含めた2か年での指導計画を作成する。

小学校 6月1日～12日までの分散登校の授業の校時表

別紙1

		各組 A班 授業
登校	8:10～8:25	教室は換気をしておく 校門指導の際に、検温等を行ったか聞き取りを行う 検温未実施者は運動場等の広いスペースで検温を実施 荷物を置いた後、すぐに手洗い
朝の会	8:30～8:55	健康観察表チェック 朝の学習
1時限目	8:55～9:40	45分
休み時間	9:40～10:00	20分
2時限目	10:00～10:45	45分
休み時間	10:45～11:05	20分
3時限目	11:05～11:50	45分
終わりの会	11:50～12:00	10分
給食準備	12:00～12:15	15分
給食	12:15～12:45	30分
午前の部		
		教科
		教科
		教科

		各組 B班 授業
登校	13:00～13:15	教室は換気をしておく 児童生徒がよく触る箇所を消毒 校門指導の際に、検温等を行ったか聞き取りを行う 検温未実施者は運動場等の広いスペースで検温を実施 荷物を置いた後、すぐに手洗い 登校した者から順次健康観察表をチェック
給食準備	13:15～13:30	15分
給食	13:30～14:00	30分
はじめの会	14:00～14:10	10分
1時限目	14:10～14:55	45分
休み時間	14:55～15:15	20分
2時限目	15:15～16:00	45分
終わりの会	16:00～16:10	10分
午後の部		
		教科
		教科

-給食は、通常の給食とし、「学校給食衛生管理基準」に基づき、品数を減じて実施する場合があります。

中学校 6月1日～12日までの分散登校の授業の校時表

別紙2

		各組 A班 授業
登校	8:25～8:40	教室は換気をしておく 校門指導の際に、検温等を行ったか聞き取りを行う 検温未実施者は運動場等の広いスペースで検温を実施 荷物を置いた後、すぐに手洗い
朝の会	8:45～9:05	健康観察表チェック 朝の学習
1時限目	9:05～9:50	20分
休み時間	9:50～10:05	45分
2時限目	10:05～10:50	15分
休み時間	10:50～11:05	45分
3時限目	11:05～11:50	15分
終わりの会	11:50～12:00	45分
給食準備・給食	12:00～12:20	10分
		20分

午前の部

		各組 B班 授業
登校	12:30～12:45	教室は換気をしておく 児童生徒がよく触る箇所を消毒 校門指導の際に、検温等を行ったか聞き取りを行う 検温未実施者は運動場等の広いスペースで検温を実施 荷物を置いた後、すぐに手洗い 登校した者から順次健康観察表をチェック
給食準備・給食	12:45～13:05	20分
はじめの会	13:05～13:15	10分
1時限目	13:15～14:00	45分
休み時間	14:00～14:15	15分
2時限目	14:15～15:00	45分
休み時間	15:00～15:15	15分
3時限目	15:15～16:00	45分
終わりの会	16:00～16:10	10分

午後の部

・中学校は現状自校調理となっていない学校が大半のため、給食はパン・牛乳とし、可能であれば追加を行うこととする。

新型コロナウイルス感染症にかかるこれまでの主な臨時休業等の通知

通知日	文書名	概要
令和2年2月27日	新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業について	幼稚園、小学校、中学校の臨時休業の実施(2/29～3/13)
令和2年2月28日	新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業について	高等学校の臨時休業の実施(3/2～3/15) ※ 3/16～4/7は春季休業
令和2年3月11日	新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業の延長について	幼稚園、小学校、中学校の臨時休業の延長(3/14～3/22)
令和2年3月12日	新型コロナウイルス感染症への対応(3月23日以降)について	幼稚園、小学校、中学校の臨時休業の延長(3/23～3/24) ・3/23・24を登校(園)日とし、3/25からは春季休業
令和2年3月18日	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による春季休業中の教育活動等について	幼稚園、小学校、中学校の春季休業中(3/25～4/7)に教育活動を行う場合の留意点を通知
令和2年3月18日	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による春季休業中の教育活動等について	高等学校の春季休業中(3/23～4/7)に教育活動を行う場合の留意点を通知
令和2年4月1日	「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づく取扱いについて	新型コロナウイルス感染症対策として、当面の間、学校園において留意すべき事項をとりまとめたマニュアルを送付
令和2年4月3日	新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業について	幼稚園、小学校、中学校の臨時休業の実施(4/8～4/19) ・4/8始業式、週2回の登校(園)日等を通知
令和2年4月3日	新型コロナウイルス感染症予防に係る臨時休業について	高等学校の臨時休業の実施(4/8～5/6) ・週1～2回の登校日等を通知
令和2年4月8日	新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を受けた対応について	幼稚園、小学校、中学校の臨時休業の実施(4/8～5/6) ・4/19まで、登校(園)日は中止 ・入学式・入園式並びに始業式は5/6まで行わない等を通知
令和2年4月8日	新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を受けた対応について	高等学校の臨時休業の実施(4/8～5/6) ・4/8以降の入学式等の延期 ・当面の間、登校日を実施しない等を通知
令和2年4月10日	新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた臨時休業中の学習動画の公開について	動画サイトYouTubeで学習動画を公開する ・公開する学習動画の対象学年(小学校4年から中学校3年まで)、対象教科(算数・数学・英語)、公開予定内容、スケジュール(第1回は4月20日、第2回は4月27日に公開)各校や各家庭での手順等を通知
令和2年4月15日	4月20日から5月6日までの臨時休業期間中の対応について	幼稚園、小学校、中学校の登校(園)日を5/6まで中止
令和2年4月17日	新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた臨時休業中の学習動画(4月20日公開分)のURLについて	第1回の4月20日に公開する学習動画のURLの周知など

通知日	文書名	概要
令和2年4月24日	新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた臨時休業中の学習動画(4月27日公開分)のURLについて	第2回の4月27日に公開する学習動画のURLの周知など
令和2年4月28日	臨時休業期間の延長について	幼稚園、小学校、中学校の臨時休業の延長(5/7～5/10)
令和2年4月30日	臨時休業期間の延長について	高等学校の臨時休業の延長(5/7～5/10)
令和2年5月7日	5月11日以降の臨時休業期間の延長について	幼稚園、小学校、中学校の臨時休業の延長(5/11～5/31)
令和2年5月8日	5月11日以降の臨時休業期間の延長について	高等学校の臨時休業の延長(5/11～5/31)
令和2年5月8日	新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた臨時休業中の学習動画におけるURLの各校及び保護者への通知方法の変更等について	学習動画の公開方法の変更(本市HPに公開予定の学習動画のURLを順次掲載)等々を通知
令和2年5月8日	学習動画のテレビ放映に係る保護者への通知について	学習動画をテレビ大阪のサブチャンネルで放映することを通知
令和2年5月8日	「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(第2版)」に基づく取扱いについて	「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を改定し送付
令和2年5月18日	臨時休業期間中の登校日における授業実施について	小学校、中学校の臨時休業期間中(5/25～5/29)、小学6年生及び中学3年生を対象に、登校日において授業を実施
令和2年5月22日	臨時休業措置の終了と6月1日からの学校園の再開について	幼稚園、小学校、中学校の臨時休業を5月31日で終了し、6月1日から学校園を再開 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 6/1～6/12までは分散登校、6/15～通常登校 ・幼稚園 6/1～6/12まで分散登園、6/15～19まで短縮保育、6/22～通常保育
令和2年5月22日	学校における教育活動の再開等について	高等学校の臨時休業を5月31日で終了し、6月1日から段階的に教育活動を再開 <ul style="list-style-type: none"> ・6/1～6/12までは分散・短縮授業、6/15～通常授業 ・最終学年は、5/25～5/29の臨時休業期間中の登校日を授業日とすることとする